平成２６年（フ）第６１５号
仙台市若林区表柴田町68番地の３　ライオンズマンション一高前第３―201
破産者　橘　　雅子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６２３号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目５番14号　コーポおばた103号、従前の住所宮城県多賀城市八幡４丁目７番66号
破産者　佐藤　明巳
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４７７号
埼玉県春日部市牛島222番地５
破産者　高倉　潤子（旧姓濱永）
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３６２号
相模原市中央区上矢部３丁目１番12号
破産者　岡部　亮方
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６３号
相模原市中央区下九沢757番地　県公社団地21―2116
破産者　橋本　英一
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３６４号
神奈川県座間市新田宿647番地の２
破産者　大槻　舞美
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２７１号
山梨県北杜市大泉町西井出1098番地
破産者　大野　清和
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２７９号
山梨県甲府市下石田２丁目８番４号
破産者　望月まさ代
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
兵庫県赤穂市御崎２－８銀波荘御崎寮205号室、住民票上の住所兵庫県姫路市東山220番地１パーシマムヒルズ205号
破産者　清水真由美
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１９７７号
福岡市南区老司１丁目34番64―303号、開始決定時の住所福岡市南区野多目３丁目１番２―303号
破産者　中村　英記
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１０４８号
福岡市東区御島崎１丁目８番308号
破産者　古賀　貴信
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２８２号
福岡市東区香椎照葉３丁目３番１―915号
破産者　貴島みゆき
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１４５６号
福岡県春日市昇町５丁目175番地　フローライン昇町A103号
破産者　宮崎　哲志
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１５０６号
福岡市中央区渡辺通３丁目９番22―1301号
破産者　塚原　胤人
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７２３号
福岡市博多区浦田１丁目17番５号
破産者　創制作所こと　川上宏一郎(旧姓平松)
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８８号
福岡県福津市光陽台３丁目７番地の３
破産者　曾我　紳一
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７８９号
福岡県福津市光陽台３丁目７番地の３
破産者　曾我　律子
1　決定年月日　平成27年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２１０号
秋田市御所野元町４丁目３番16号　ゼフィール102号
破産者　杉山　光章
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２０号
山形県鶴岡市羽黒町赤川字熊坂112番地19
破産者　魚住　　忠
1　決定年月日　平成27年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部